

令和 8 年 4 月 27 日 招集

令和 8 年門真市教育委員会第 4 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第4回定例会
令和8年4月27日（月）午後2時
本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について （令和8年度門真市教育委員会事務局人事について）	1
第4	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市立水桜小学校の敷地の変更について）	10
第5	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について （令和7年度教育費補正予算の見積り申出について）	13
第6	議案第19号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく協議について	17
第7	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第8		諸報告	33

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について (令和8年度門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和8年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

人 事 異 動 表

令和8年4月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
(部長級)		
教育部教育監	三村 泰久	門真市立水桜小学校長
(次長級)		
教育部次長	十河 大輔	教育部教育総務課長
(課長級)		
教育部教育総務課長	清水 順子	市民文化部生涯学習課長 兼 門真市立北島図書館参事
教育部教育企画課長	隈元 実	保健福祉部保護課長
教育部学校教育課参事	玉置 哲也	横浜市立旭小学校主幹教諭
(課長補佐級)		
教育部教育企画課副参事 兼 学校教育課副参事	吉川 拓	門真市立第三中学校教諭
教育部学校教育課長補佐	高月 健太郎	大阪府
教育部学校教育課副参事 兼 門真市教育センター副参事	池田 浩之	門真市立五月田小学校首席
(主任級)		
教育部教育企画課主任	奥本 光生	教育部教育企画課主査
教育部学校教育課主任	山下 祐輝	教育部学校教育課主査
(主査)		
教育部教育総務課主査	森川 明央	保健福祉部保護課主査
教育部学校教育課主査	南埜 咲子	教育部教育総務課主査 (文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課研修生)
(係員)		
教育部教育企画課	市瀬 瑞季	保健福祉部高齢福祉課

暫定再任用常勤職員人事異動表

令和 8 年 4 月 1 日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育部教育総務課主査	西中 直人	教育部教育総務課主査
門真市立門真小学校主査	高木 裕子	門真市立門真小学校主査
門真市立大和田小学校主査	中島 健次	門真市立大和田小学校主査
門真市立北巢本四宮小学校主査	松田 栄仁	門真市立北巢本小学校主査
門真市立古川橋小学校主査	藤本 秀子	門真市立古川橋小学校主査
門真市立古川橋小学校主査	槇 香代子	門真市立古川橋小学校主査
門真市立門真みらい小学校主査	浜口 公成	門真市立門真みらい小学校主査
門真市立門真みらい小学校主査	金子 直子	門真市立門真みらい小学校主査
門真市立第七中学校主査	船本 洋一	門真市立第七中学校主査

※ 勤務形態は「週 5 日（週 3 8 時間 4 5 分）勤務」となります。

暫定再任用短時間勤務職員人事異動表

令和8年4月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
門真市立門真小学校主査	尾坂 利江	門真市立門真みらい小学校主査

※ 勤務形態は「週4日（週31時間）勤務」となります。

人 事 異 動 表

令和8年4月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
(部長級)		
門真市立北巣本四宮小学校 長	峯松 大輔	教育部教育監
(次長級)		
総務部次長	大倉 善充	教育部次長
(課長級)		
企画財政部企画課長	渡辺 廣大	教育部教育企画課長
(課長補佐級)		
門真市立古川橋小学校教頭	田中 力	教育部学校教育課長補佐
門真市立上野口小学校指導 教諭	玉田 一真	教育部学校教育課副参事 兼 門真市 教育センター副参事
大阪府	古川 一輝	教育部教育企画課副参事 兼 学校教 育課副参事
(主任級)		
総務部人事課上席主査（総 務省研修生）	野澤 恵子	教育部教育企画課主任
(主査)		
環境水道部お客さまセン ター主査	寺原 潤	教育部教育総務課主査
(係員)		
市民文化部地域政策課	澤 春花	教育部学校教育課

定年退職者名簿

令和8年3月31日付

氏名	所属
岸原 幸	門真市立門真小学校主査
幸 昌宏	門真市立速見小学校主査
北里 透	門真市立水桜小学校主査

人 事 異 動 表

令和8年4月1日付

(調理員)

暫定再任用常勤職員

新所属	氏名	旧所属
門真市立門真小学校主査	高木 裕子	門真市立門真小学校主査
門真市立古川橋小学校主査	藤本 秀子	門真市立古川橋小学校主査
門真市立古川橋小学校主査	槇 香代子	門真市立古川橋小学校主査
門真市立門真みらい小学校主査	金子 直子	門真市立門真みらい小学校主査

※ 勤務形態は「週5日(週38時間45分)勤務」となります。

暫定再任用短時間勤務職員

新所属	氏名	旧所属
門真市立門真小学校主査	尾坂 利江	門真市立門真みらい小学校主査

※ 勤務形態は「週4日(週31時間)勤務」となります。

人 事 異 動 表

令和8年4月1日付

(校務員)

新所属	氏名	旧所属
(主任級)		
門真市立速見小学校上席主査	中田 悟	門真市立四宮小学校上席主査
門真市立第五中学校上席主査	西村 隆彦	門真市立第四中学校上席主査
門真市立水桜学園上席主査	野口 努	門真市立水桜小学校上席主査
門真市立水桜学園上席主査	田井 伸二	門真市立第五中学校上席主査

暫定再任用常勤職員

新所属	氏名	旧所属
門真市立大和田小学校主査	中島 健次	門真市立大和田小学校主査
門真市立北巢本四宮小学校主査	松田 栄仁	門真市立北巢本小学校主査
門真市立門真みらい小学校主査	浜口 公成	門真市立門真みらい小学校主査
門真市立第七中学校主査	船本 洋一	門真市立第七中学校主査

※ 勤務形態は「週5日(週38時間45分)勤務」となります。

新規採用職員配属先一覧

令和8年4月1日付

配属先	氏 名	職種
(係員) 教育部学校教育課	尾崎 史奈	事務職

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立水桜小学校の敷地の変更について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市立水桜小学校の敷地の変更に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

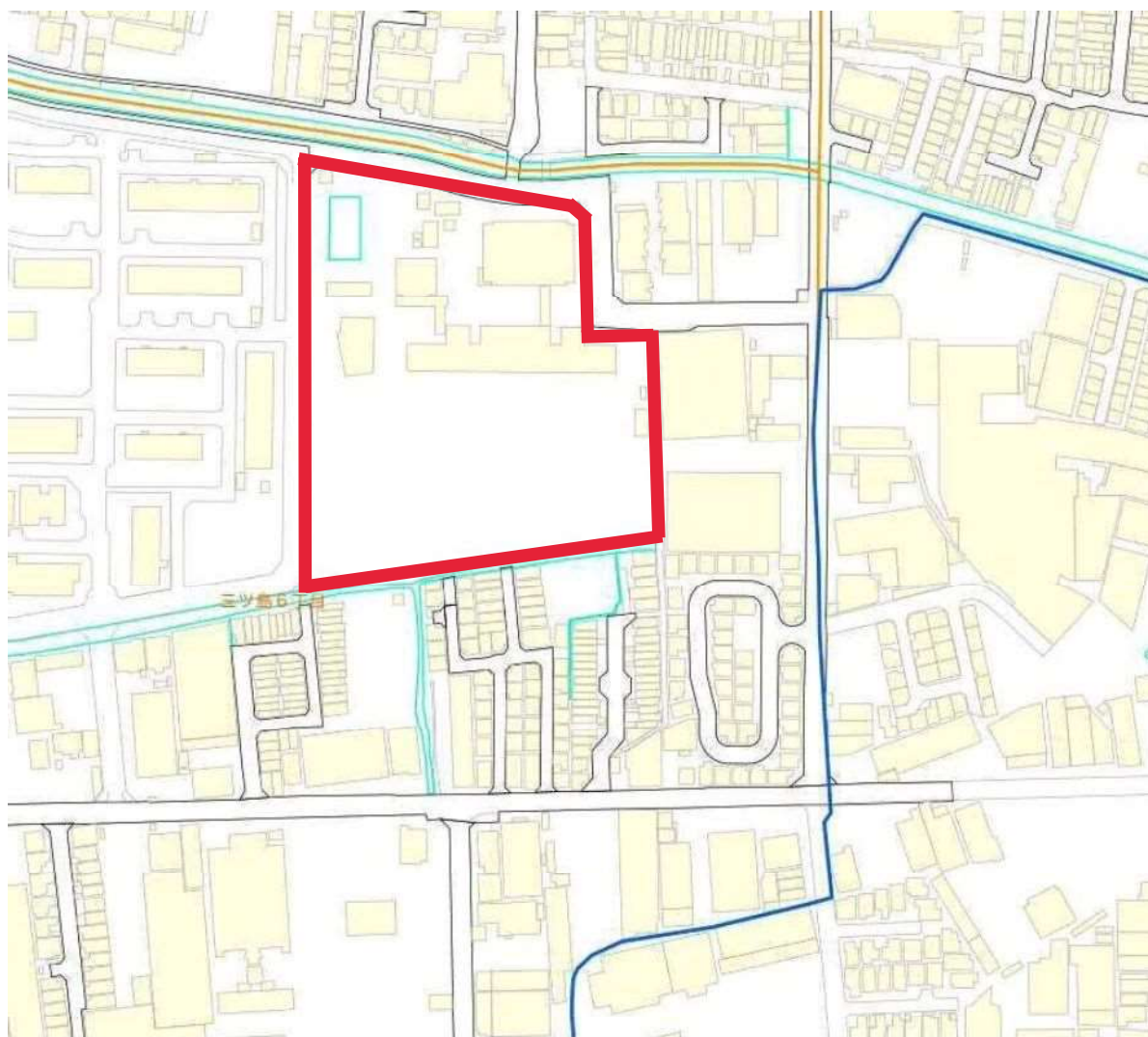
令和8年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

敷地の変更をする教育財産

1. 変更する教育財産 門真市立水桜小学校
2. 変更する所在地及び面積 門真市三ツ島 6 丁目 2 番 1 号
敷地面積 : 17,845.51m²
建物延床面積 : 5,396.08m²
3. 変更年月日 令和 8 年 4 月 1 日
4. 変更前の所管課 教育部教育総務課
5. 変更後の所管課 総務部財産活用課

門真市立水桜小学校 位置図



承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和7年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和7年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和8年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

令和 7 年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 財産収入		(項) 財産運用収入		
目	補正額	節		説明
		区分	金額	
利子及び配当金	千円 7,834	利子及び配当金	千円 7,834	千円 教育振興基金利子 【教育振興基金積立事業】 7,834

(款) 寄附金		(項) 寄附金		
目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費寄付金	千円 250	教育費寄付金	千円 250	千円 教育費寄付金 【学校適正配置推進事業】 250

令和 7 年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
教育振興基金費	千円 7,834	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 7,834	千円 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金 7,834

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
事務局費	千円 77	○学校施設と教育環境の充実 G I G A スクール構想推進事業 77	千円 償還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 令和 2 年度 G I G A ネットワーク整備費補助金国庫補助金返還金 77

費許明越繰

款	項	事業名	金額
			千円
教育費	教育総務費	学校適正配置推進事業	61,918

議案第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定
に基づく協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第3項の規定に基づき、門真市長から門真市立文化創造図書館条例施行規則を定める旨の協議があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和8年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 富田 明德

提案理由

門真市長から門真市立文化創造図書館条例施行規則を定める旨の協議があり、同意するにつき、本案を提出するものである。

門市生第 101 号
令和 8 年 4 月 10 日

門真市教育委員会

教育長 富田 明德 様

門真市長 宮本 一孝



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 3 項の規定に基づく
協議について

門真市立文化創造図書館条例施行規則を定めるにあたり、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条第 3 項の規定に基づき、貴委員
会へ協議します。

門真市立文化創造図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立文化創造図書館条例（令和7年門真市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間外に利用許可を行うことができる特別の理由)

第2条 条例第7条第2項の規則で定める特別の理由は、開館時間内では器材等の搬入又は搬出が行えない場合とする。

(事前登録)

第3条 貸出施設（打合せブース及び個人用ブースを除く。以下「団体用貸出施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について登録を受けなければならない。

(団体用貸出施設の利用許可の申請等)

第4条 団体用貸出施設について、条例第8条第1項の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者又はその許可に係る事項の変更をしようとする者で前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立文化創造図書館利用許可・変更許可申請書（様式第1号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、利用しようとする日（以下「利用予定日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から利用予定日の前日（この日が文化創造図書館（条例第3条第1項第1号に掲げる施設を除く。第12条及び第14条（第5号を除く。）において同じ。）の休館日に当たるときは、その前日とする。第17条において同じ。）までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。

3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

(利用許可申請の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、登録者は、条例第12条第1項の規定により特別の

設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとする場合を除き、市長が指定する情報通信を利用した団体用貸出施設の利用許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「団体用予約システム」という。）により利用許可の申請をすることができる。

2 前項の規定による利用許可の申請（以下「団体用予約システムによる申請」という。）は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、団体用予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の1日から当該月の7日までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に団体用予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（団体用予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該団体用予約システムによる申請を行った者）とする。

（団体用予約システムにより利用許可を受けたことの確認）

第6条 前条第3項の規定により行う団体用予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、団体用予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

2 団体用予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、団体用予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

（利用許可書の交付等）

第7条 指定管理者は、団体用貸出施設の利用許可又はその許可に係る事項の変更の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に門真市立文化創造図書館利用許可・変更許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。この場合において、指定管理者は、利用料金（自転車駐車場の利用料金を除く。第17条第2項並びに第18条第1項及び第2項において同じ。）を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

2 貸出施設利用者は、団体用貸出施設の利用に際して、許可書を文化創造図書館の職員に提示しなければならない。ただし、団体用予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者にあっては、この限りでない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、団体用予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、団体用予約システムによりその旨を当該利用許可に係る申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。
- 4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、団体用予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、許可書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

(利用の辞退)

第8条 貸出施設利用者が団体用貸出施設の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立文化創造図書館利用辞退届（様式第3号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、団体用予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者は、団体用予約システムにより利用許可の辞退を申し出ることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の辞退届は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

(個人用予約システムの利用許可の申請等)

第9条 貸出施設（打合せブース及び個人用ブースに限る。以下「個人用貸出施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、市長が指定する情報通信を利用した個人用貸出施設の利用許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「個人用予約システム」という。）により指定管理者に申請をしなければならない。

- 2 指定管理者は、個人用貸出施設の利用許可をするときは、当該利用許可に係る申請をした者に対し、個人用予約システムによりその旨を応答することにより行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請をした者は、個人用貸出施設を利用するときまでに、個人用予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。
- 4 貸出施設利用者が個人用貸出施設の利用を辞退しようとするときは、個人用予約

システムにより利用許可の辞退を申し出ることができる。

(特別設備の設置等の申請)

第10条 条例第12条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとする者は、第4条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。

2 特別設備の設置等又は条例第12条第2項の規定による設備の設置に係る費用は、貸出施設利用者（打合せブース及び個人用ブースの利用許可を受けた者を除く。以下「団体用貸出施設利用者」という。）の負担とする。

(文化創造図書館職員の立入り)

第11条 指定管理者は、貸出施設の管理運営上必要があるときは、文化創造図書館の職員をして利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、貸出施設利用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文化創造図書館への入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化創造図書館の管理上支障があると認められる者

(貸出施設利用者の遵守事項)

第13条 貸出施設利用者は、善良な管理者の注意をもって貸出施設、設備及び器具等（以下「貸出施設等」という。）を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて貸出施設に入館させないこと。
- (2) 入館者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで貸出施設において火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで貸出施設において物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで貸出施設内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで貸出施設等を利用しないこと。

- (7) 当該利用に伴う入館者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 貸出施設等の利用に伴う準備、原状回復等を行う場合は、文化創造図書館の職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文化創造図書館の職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、文化創造図書館の利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 文化創造図書館の施設内で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化創造図書館の職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第15条 文化創造図書館を利用する者は、文化創造図書館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、直ちに門真市立文化創造図書館建物等汚損等届（様式第4号）により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の汚損等届は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

(利用後の点検)

第16条 貸出施設利用者は、条例第13条第1項の規定により利用場所を原状に回復したときは、直ちに文化創造図書館の職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第17条 条例第16条第5項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
団体用貸出施設利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金に相当する額

団体用貸出施設利用者が利用予定日の9日前から前日までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金の5割に相当する額
災害その他貸出施設利用者及び駐車場利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合	既納の利用料金に相当する額
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立文化創造図書館利用料金還付申請書（様式第5号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

（利用料金の減免の基準）

第18条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、代表者が本市の住民である団体又は過半数が本市の住民で構成される団体に限り、条例第16条第6項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額

ア 主に障がい者で構成される団体が利用する場合

イ その他指定管理者が特に必要と認める場合

(2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額

ア 主に中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下の者で構成される団体が利用する場合

イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合

ウ 社会教育関係団体が利用する場合

エ その他指定管理者が特に必要と認める場合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第4条第1項又は第5条第1項の規定による申請に併せて門真市立文化創造図書館利用料金減免申請書（様式第6号）に関係書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

4 指定管理者は、徴収すべき利用料金（自転車駐車場の利用料金に限る。以下この項において同じ。）について、条例第16条第6項の規定により次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 4時間の区分ごとに当該区分の最初の2時間までの利用 200円
- (2) 4時間の区分ごとに当該区分の最初の2時間を超え4時間までの利用 100円
(附属設備の利用料金)

第19条 条例別表第1号備考3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(細目)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月13日から施行する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

2 第3条、第4条（第3項を除く。）、第7条（第2項を除く。）、第8条第1項及び第3項、第9条第1項及び第2項、第11条、第12条、第15条、第17条並びに第18条の規定は、条例附則第2項の規定により市長が文化創造図書館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条、第4条第1項	指定管理者	市長
第4条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付 期間	受付期間
第4条第4項、第7条（第2項を除く。）、第8条第1項及び第3項、第9条第1項及び第2項、第11条、第12条、第15条、第17条、第18条	指定管理者	市長

別表（第19条関係）

品目	単位	利用料金 (1時間当たり)
音響セット（マイク及びスピーカーを含む。）	1 式	円 200
映像セット（マイク及びスピーカーを含む。）	1 式	200
モニター	1 台	200
ステージ	1 台	200
キッチンセット	1 式	200

様式第1号（第4条関係）

No. _____

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
ふりがな
 申請者 氏 名
 生年月日 年 月 日生
 電話番号 ()

門真市立文化創造図書館利用許可・変更許可申請書

下記のとおり門真市立文化創造図書館の（利用許可・利用変更許可）を受けたいので、申請します。

記

貸出施設名	1階	☐ ROOM1（キッチン）			
	2階	☐ ROOM2（アトリエ） ☐ ROOM4（多目的室） ☐ ROOM5－A（多目的室・半面）		☐ ROOM3（多目的室） ☐ ROOM5（多目的室・全面） ☐ ROOM5－B（多目的室・半面）	
利用目的					
利用団体名					
利用日時	年 月 日 () 午前 時 分～ 午後 時 分 午後				
利用予定人数	人				
代 表 者	ふりがな 氏 名	☐ 申請者と同じ			
	住 所				
	生年月日	年 月 日生	電話番号	()	
特別設備 の 設 置	☐ 有 ☐ 無				
確 認 事 項	☐ 暴力団の利益になるような利用ではありません。 ☐ 施設の利用目的に従って利用します。				
注意 1 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、 ☐ に✓印を付してください。 2 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者及び代表者の個人情報警察に照会することがあります。 3 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。 4 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は許可の取消を行います。					
以下は記入しないでください。					
利 用 料 金					

No. _____

申請者（氏 名）様

許可権者（氏 名）印

年 月 日付け、門真市立文化創造図書館の（利用許可・利用変更許可）申請について、下記のとおり許可します。

貸 出 施 設 名	1階	☐ ROOM1（キッチン）		
	2階	☐ ROOM2（アトリエ）		☐ ROOM3（多目的室）
		☐ ROOM4（多目的室）		☐ ROOM5（多目的室・全面）
		☐ ROOM5－A（多目的室・半面）		☐ ROOM5－B（多目的室・半面）
利 用 目 的				
利 用 団 体 名				
利 用 日 時	年 月 日（ ） 午前 時 分～ 午後 時 分			
利用予定人数	人			
代 表 者				
特 別 設 備 の 設 置	☐ 有 ☐ 無			
許 可 条 件			利 用 料 金	_____
注 意 事 項				
1 利用当日は、この許可書を受付に提示し、利用後は必ず報告してください。				
2 利用許可を受けていない部屋への出入りは、認めません。				
3 会場の準備や後片付けは、利用者において行い、必ず原状に復してください。				
4 館内へのアルコール類の持込みは、一切禁止です。				
5 その他職員の指示に従ってください。				

様式第3号（第8条関係）

門真市立文化創造図書館利用辞退届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
 届出者 ふりがな氏 名
 電話番号 ()

下記のとおり門真市立文化創造図書館の貸出施設の利用を辞退したいので、お届けします。

記

利用年月日	年 月 日 ()	
利用時間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後 ☐ 午後	
利用団体名		
利用目的		
代 表 者	ふ り が な 氏 名	☐ 届出者と同じ
	住 所	
	電 話 番 号	
	利用予定人数	人
貸出施設名	1 階	☐ ROOM1 (キッチン)
	2 階	☐ ROOM2 (アトリエ) ☐ ROOM3 (多目的室) ☐ ROOM4 (多目的室) ☐ ROOM5 (多目的室・全面) ☐ ROOM5-A (多目的室・半面) ☐ ROOM5-B (多目的室・半面)
辞退の理由		

添付書類 門真市立文化創造図書館利用許可・変更許可書

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
届出者 ふりがな
氏 名
電話番号 ()

門真市立文化創造図書館建物等汚損等届

門真市立文化創造図書館の建物等を下記のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立文化創造図書館条例第14条の規定により、生じた損害を賠償いたします。

記

汚 損 等 の 日 時	年 月 日 時 分
汚 損 等 の 場 所	
汚 損 等 の 内 容 又 は 程 度	

様式第5号（第17条関係）

年 月 日

許可権者（氏 名）様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 （ ）

門真市立文化創造図書館利用料金還付申請書

下記の理由により利用料金の還付を受けたいので、門真市立文化創造図書館条例施行規則第17条第2項の規定により、申請します。

記

還 付 申 請 の 理 由			
利 用 を 予 定 し て い た 日 時	午前 午後 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分 午後		
利用を予定 していた貸 出施設名	1階	☐ ROOM1（キッチン）	
	2階	☐ ROOM2（アトリエ） ☐ ROOM3（多目的室） ☐ ROOM4（多目的室） ☐ ROOM5（多目的室・全面） ☐ ROOM5－A（多目的室・半面） ☐ ROOM5－B（多目的室・半面）	
以下は記入しないでください。			
※ 還 付 申 請 額	既納利用料金	利用料金	還付額
	円	円	円

添付書類 門真市立文化創造図書館利用許可・変更許可書

様式第6号（第18条関係）

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
申請者 ふり氏 がな名
電 話 （ ）

門真市立文化創造図書館利用料金減免申請書

下記の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、門真市立文化創造図書館条例施行規則第18条第2項の規定により、申請します。

記

利用年月日	年 月 日（ ）	
利用時間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後	
利用団体名		
利用目的		
貸出施設名	1階	☐ ROOM1（キッチン）
	2階	☐ ROOM2（アトリエ） ☐ ROOM3（多目的室） ☐ ROOM4（多目的室） ☐ ROOM5（多目的室・全面） ☐ ROOM5-A（多目的室・半面） ☐ ROOM5-B（多目的室・半面）
減額又は免除を受けたい理由	☐ 主に障がい者で構成される団体が利用するため（第18条第1項第1号ア） ☐ 主に中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下の者で構成される団体が利用するため（第18条第1項第2号ア） ☐ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用するため（第18条第1項第2号イ） ☐ 社会教育関係団体が利用するため（第18条第1項第2号ウ） ☐ その他（ ）	

注意 この申請書には、会員名簿、事業計画、実績等の書類を添付してください。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和8年度門真市一般会計当初予算の概要について
2	門真市学校給食費等の管理に関する規則の一部改正について
3	門真市就学援助費支給規則の一部改正について
4	門真市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について